

令和8年1・2月に実施した定期監査等の 結果を公表しました

以下のとおり、令和8年1・2月に実施した定期監査等の結果を公表しました。

1 内容

(1) 定期監査及び行政監査の結果について

① 監査の対象

秘書課ほかの部署

② 監査の範囲

ア 定期監査

令和7年4月1日から令和7年11月30日までに執行された事務事業及び令和6年度執行の事務事業のうち、債権管理、補助金等交付事務、委託契約事務

イ 行政監査

令和7年度における公印の管理

③ 監査の期間

令和8年1月5日から令和8年2月27日まで

④ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

(2) 出資団体監査の結果について

① 監査の対象及び範囲

公益財団法人岡山市ふれあい公社ほか2団体における令和6年度の出納その他の事務

② 監査の期間

令和8年1月5日から令和8年2月27日まで

③ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

(3) 公の施設の指定管理者監査の結果について

① 監査の対象及び範囲

岡山市出石コミュニティハウスにおける令和6年度の公の施設の指定管理者の当該管理業務に係る出納その他の事務

② 監査の期間

令和8年1月5日から令和8年2月27日まで

③ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

(4)財政援助団体等監査の実施に伴う所管課の随時監査の結果について

① 監査の対象及び範囲

保健福祉局保健福祉部福祉援護課ほか4課の令和6年度における所管課業務

② 監査の期間

令和8年1月5日から令和8年2月27日まで

③ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

【問い合わせ先】

岡山市 監査事務局 吉川・多田 直通086-803-1552 内線4564・4565

岡山市監査委員公表第5号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく令和8年1、2月実施
定期監査及び行政監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表する。

令和8年3月27日

岡山市監査委員	岩	田	康	裕
同	岡	部	宗	茂
同	成	本	俊	一
同	太	田	栄	司

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 岩田康裕
同 岡部宗茂
同 成本俊一
同 太田栄司

定期監査及び行政監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく、令和8年1、2月実施定期監査及び行政監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象及び範囲

市長公室		秘書課 広報広聴課
財政局	財務部	財政課 財産活用マネジメント推進課
環境局	環境施設部	環境施設課 東部クリーンセンター 東部リサイクルプラザ 当新田環境センター
産業観光局	観光部	観光振興課 プロモーション・MICE推進課
	農林水産部	農林水産課 農村整備課
会計管理室		会計課
人事委員会		人事委員会事務局

(1) 定期監査

令和7年4月1日から令和7年11月30日までに執行された事務事業及び令和6年度執行の事務事業のうち、債権管理、補助金等交付事務、委託契約事務

(2) 行政監査

令和7年度における公印の管理

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和8年1月5日から令和8年2月27日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

監査は、岡山市監査基準に準拠して実施した。実施に当たっては、監査対象事務が法令等に適合し、正確に行われているかを主眼とし、抽出した関係書類について証憑突合、質問等の手法により行った。

4 監査の結果

(1) 定期監査

上記1から3までの記載事項のとおり監査した限り、監査対象事務はおおむね適正に行われているものと認められた。

ただし、改善を要する事項が次のとおり認められたので、必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

また、次のとおり意見を付することとしたので、今後における事業運営にあたり配慮されたい。

ア 収入事務について

(ア) 令和7年11月30日現在、滞納繰越分の収入未済額が、貸地料において54万円余(収納率0%)認められた。

今後とも、この解消に格段の努力をされたい。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないように要望する。

(財産活用マネジメント推進課)

(イ) 令和7年11月30日現在、滞納繰越分の収入未済額が、事業系ごみ処理手数料において72万円余(収納率54.4%)認められた。

今後とも、この解消に格段の努力をされたい。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないように要望する。

(環境施設課)

イ 支出事務について

(契約方法及び手続に係る意見)

緊急の必要が考えられない業務を緊急の必要があるとして随意契約しているものが認められた。

契約方法及び手続については、地方自治法等の規定及び趣旨に則った適正なものと考えられたい。

(観光振興課)

(契約方法及び手続に係る意見)

委託契約について、同種の4件の業務を同日に、同額で、いずれも同じ業者に対して個別に随意契約しているものが認められた。

契約方法及び手続については、地方自治法等の規定及び趣旨に則った適正なものとされたい。

(プロモーション・MICE振興課)

(2) 行政監査

上記1から3までの記載事項のとおり監査した限り、監査対象事務はおおむね適正に行われているものと認められた。

【資料（定期監査）】

財産活用マネジメント推進課

収 入 状 況

(令和7年11月30日現在)

細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
貸地料（滞納繰越分）	円 547,625	円 0	円 547,625	% 0

環境施設課

収 入 状 況

(令和7年11月30日現在)

細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
事業系ごみ処理手数料（滞納繰越分）	円 1,594,510	円 867,380	円 727,130	% 54.4

岡山市監査委員公表第6号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく令和8年1, 2月実施出資団体監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表する。

令和8年3月27日

岡山市監査委員	岩	田	康	裕
同	岡	部	宗	茂
同	成	本	俊	一
同	太	田	栄	司

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 岩田康裕
同 岡部宗茂
同 成本俊一
同 太田栄司

出資団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく、出資団体監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象及び範囲

- (1) 公益財団法人岡山市ふれあい公社
 - (2) 地方独立行政法人岡山市立総合医療センター
 - (3) 岡山都市開発株式会社
- 令和6年度における出納事務及びその他出納に関連する事務

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室
令和8年1月5日から令和8年2月27日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

前記団体の事業運営が、出資目的に沿って行われているかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

令和6年度における出資事務及びその他出納に関連する事務について、関係書類を監査した結果、公益財団法人岡山市ふれあい公社及び岡山都市開発株式会社における法人運営及び事業は、出資目的ののっとり実施されており、経営状況については良好であると認められた。地方独立行政法人岡山市立総合医療センターにおける法人運営及び事業は、出資目的ののっとり実施されているものの、経営状況については、営業損益は黒字であるが、経常損益の赤字により当期純損失が発生し、その損失は積立金の取り崩しにより処分されていることが認められた。

また、3団体の事務処理について、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項は、記述を省略した。

岡山市監査委員公表第7号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく令和8年1, 2月実施公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告について, 同条第9項の規定により公表する。

令和8年3月27日

岡山市監査委員	岩	田	康	裕
同	岡	部	宗	茂
同	成	本	俊	一
同	太	田	栄	司

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 岩田康裕
同 岡部宗茂
同 成本俊一
同 太田栄司

公の施設の指定管理者監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象（公の施設）及び範囲

出石地区コミュニティ協議会
（岡山市出石コミュニティハウス）

令和6年度における公の施設の指定管理者の当該管理業務に係る出納その他の事務

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和8年1月5日から令和8年2月27日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

前記指定管理者の施設の管理に係る指定管理業務が、協定書に沿って行われているかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

令和6年度における公の施設の指定管理業務の執行について、関係書類を監査した結果、施設は適切に管理されており、協定書や仕様書等に基づく義務の履行は適切に行われていたものの、次のとおり改善を要する事項が認められた。

- ・共助金と称する加算及び冷暖房期の加算を含めた利用料金について、岡山市コミュニティハウス条例第4条第2項に規定された範囲の料金を超えて、指定管理者の収入として收受されていることが認められた。

- ・ 地区内と地区外の住民とで異なる利用料金が設定されており，これは，住民が公の施設を利用することについて不当な差別的取扱いを禁じた地方自治法第244条第3項に抵触するおそれがある。

岡山市監査委員公表第8号

地方自治法第199条第5項の規定に基づく令和8年1,2月実施財政援助団体等監査の実施に伴う所管課の随時監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表する。

令和8年3月27日

岡山市監査委員	岩	田	康	裕
同	岡	部	宗	茂
同	成	本	俊	一
同	太	田	栄	司

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 岩田康裕
同 岡部宗茂
同 成木俊一
同 太田栄司

随時監査の結果について

地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査（財政援助団体等監査の実施に伴う所管課の監査）の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

1 監査対象及び範囲

区分	所管課	団体名	監査対象事務等
出資団体監査	保健福祉局 保健福祉部 福祉援護課	公益財団法人 岡山市ふれあい公社	団体に対する出資者としての指導監督業務
	保健福祉局 保健福祉部 医療政策推進課	地方独立行政法人 岡山市立総合医療センター	
	都市整備局 都市・交通部 市街地整備課	岡山都市開発株式会社	
公の施設の 指定管理者監査	市民協働局 市民協働部 市民協働企画総務課	出石地区コミュニティ協議会	岡山市出石コミュニティハウス管理業務
	北区役所 総務・地域振興課		

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和8年1月5日から令和8年2月27日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

令和8年1, 2月に実施した財政援助団体等監査に伴い, 所管課の令和6年度の事務が, 法令等にのっとり適正に行われているかを主眼とし, 抽出した関係書類について, 岡山市監査基準に準拠して証憑突合, 質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

(1) 団体に対する出資者としての指導監督業務について

令和6年度における団体に対する出資者としての指導監督業務について, 関係書類等を監査した結果, 今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったものの, おおむね適正に処理されていた。

(2) 公の施設の管理業務の執行に係る所管課業務について

令和6年度における公の施設の管理業務の執行に係る所管課業務について, 関係書類等を監査した結果, 次のとおり一部に改善を要する事項が認められた。

- ・共助金と称する加算及び冷暖房期の加算を含めた利用料金について, 岡山市コミュニティハウス条例第4条第2項に規定された料金を超えた額となっており, 指定管理者はこれを収受していることが認められた。

- ・地区内と地区外の住民とで異なる利用料金が設定されており, これは, 住民が公の施設を利用することについて不当な差別的取扱いを禁じた地方自治法第244条第3項に抵触するおそれがある。

(市民協働企画総務課)

なお, 今後の処理方法について指導した軽易な事項は, 記述を省略した。